

〔R0326〕 消防法

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積2,000㎡、地上2階建ての図書館については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
2. 地上8階建ての大学には、避難口誘導灯を設置しなくてもよい。
3. 遊技場及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階（床面積の合計900㎡）については、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。
4. ホテルは、消防用設備等の技術上の基準に関する政令の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に当該規定が適用される「特定防火対象物」である。

〔R0326〕 正答 3

1. 正しい。図書館は、消防法令別表1(8)項に該当する。同法令11条1項二号により、延べ面積が700㎡以上のものは屋内消火栓設備を設けなければならないが、同条2項により、特定主要構造部(主要構造部のうち、建築基準法2条九号の二イに規定する部分をいう。)を耐火構造とし、かつ壁及び天井の仕上げを難燃材料(設問は上位の準不燃材料)でした場合は、3倍の面積まで緩和することができる。対象面積が700㎡の場合は、2,100㎡(設問は2,000㎡)までは屋内消火栓設備の設置は必要としない。
2. 正しい。大学は、消防法令別表1(7)項に該当する。同法令26条1項一号により、地階、無窓階及び11階以上の部分には避難口誘導灯を設置しなければならないが、地上8階建ての大学は該当せず、避難口誘導灯の設置は必要としない。
3. 誤り。消防法令別表1(2)項口の「遊技場」及び別表1(3)項口の「飲食店」による複合用途防火対象物は、別表1(16)項イに該当し、同法令21条の2第1項五号により、地階の床面積が1,000㎡以上で、かつ、遊技場及び飲食店の用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上の場合、原則として、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならないが、設問は地階の床面積がこの規模に満たない。
4. 正しい。消防法17条の2の5第2項四号、同法令34条の4第2項により、同法令別表1(5)項イの「ホテル」は、特定防火対象物に該当する。特定防火対象物については、同法17条の2の5第2項四号により、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される。